

公立大学法人宮城大学退職手当規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則（以下「就業規則」という。）**第69条第2項の規定**に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）**に常時勤務する職員（就業規則第47条の規定により再雇用された職員を除く。以下「職員」という。）**の退職手当について定める。

（退職手当の支払い）

第2条 退職手当は、法人の職員が退職した場合にその者に対して支払う。

2 職員の死亡による退職の場合には、配偶者や子などのその遺族に対し支払う。「遺族」の定義及び範囲については別に定める。

（退職手当の支払い方法）

第3条 退職手当は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡等により支給を受ける者に特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の額）

第4条 職員の退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額とし、次のように算定する。

$$\text{退職手当} = \text{基本額} \left[\left(\text{退職時の給料月額} \right) \times \left(1 + \text{加算割合} \right) \times \left(\text{勤続期間等に応じた支給率} \right) \right] + \text{調整額}$$

2 基本額への加算割合 は、早期退職の場合にのみ適用する。

3 勤続期間等に応じた支給率 は、別表1のとおりとし、退職事由（定年・勤奨・自己都合等）及び勤続期間によって決定する。

4 調整額 は、別表2のとおりとし、役職別・段階別区分による調整月額とする。

（勤続期間）

第5条 勤続期間は、次のように、基礎となる期間に加算期間を加え、除算期間を差し引くことによって算定する。

2 「基礎となる期間」は、職員として引き続いた在職期間で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で数え、1日でも在職した月は1ヶ月と数える。

3 「加算期間」は、機関間の協議による人事交流等により他機関職員から職員に引き継ぎ1日も在職に空白がない場合に、法人の勤続期間に加算する。

4 「除算期間」は、休職・停職については、月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その月数の1/2、但し育児休業の場合には当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間について、その月数の1/3、とする。また組合専従の期間は全部の期間について除算する。

5 計算した在職期間に1年未満の端数月がある場合には、その端数月は切り捨てる。但し、退職事由が死亡等によるときは6ヶ月未満でもこれを1年とする。また、在職期間が6ヶ月以上1年未満の場合に限り、これを1年とする。（退職手当の額）

（退職手当の基本額）

第6条 早期退職に該当しない一般の退職手当の基本額は、退職の日における給料表の給料月額（「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める支給率を乗じて得た額を加えた合計額とする。

- 2 退職時の給料表の給料月額には、給料と調整額を含むものとする。
- 3 勤続期間区分ごとに1年につき加算する率を次の通りとする。

勤 続 期 間	1 年 に つ き
1年以上10年以下の期間	1.0
11年以上15年以下の期間	1.1
16年以上20年以下の期間	1.6
21年以上25年以下の期間	2.0
26年以上30年以下の期間	1.6
31年以上の期間	1.2

（自己都合退職）

第7条 傷病又は死亡によらず自己都合により退職した者で、勤続期間が下記に該当する者の退職手当の基本額は、前条の規定により計算した額に下記の割合を乗じて得た額とする。

1年以上10年以下	0.6
11年以上15年以下	0.8
16年以上19年以下	0.9

（11年以上25年未満勤続の場合の定年退職）

第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額はその者の退職日給料月額に、下記のように区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を加えた合計額とする。

勤 続 期 間	1 年 に つ き
1年以上10年以下の期間	1.25
11年以上15年以下の期間	1.375
16年以上24年以下の期間	2.0

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額についてこれを準用する。

（25年以上勤続による定年退職、及び公務上の傷病または死亡による退職等）

第9条 25年以上勤続して定年退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び整理退職によって退職した者に対する退職手当の基本額については、退職日給料月額に、下記のように区分して、それぞれの期間についてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を加えた合計額とする。

勤 続 期 間	1 年 に つ き
---------	-----------

1年以上10年以下の期間	1.50
11年以上25年以下の期間	1.65
26年以上34年以下の期間	1.80
35年以上の期間	1.05

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額減額に係る特例)

第10条 在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合、別に定めるところにより、特例の措置を行なう。

(早期退職に係る基本額加算の特例)

第11条 勤続期間が25年以上で定年まで10年以内に、早期に退職する職員に対する退職手当の基本額は、加算割合に従って、給料月額への加算を行なった額とする。(次の表は、60歳定年の事務職員に適用される加算割合である。)

退職時年齢	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
定年前早期退職者	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%

2 勸奨による退職の場合にも、前項の加算割合を適用する。勸奨は理事長が行なうものとし、これについては別に定める。

3 前2項の規定は、教員には適用しない。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定による職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第13条 理事長は、勸奨を受けて退職した者の勸奨の事実について、別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(60倍の基本額上限)

第14条 第5条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額の60倍を超えるときは、これらの規定にかかわらず、60倍をもって退職手当の基本額とする。

2 給料減額特例に関する基本額上限については、別に定める。

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の最初の月から最後の月までの各月ごとの調整月額を合計した額とする。但し、各月の調整月額は、その

月にその者が属していた第1順位から第60順位までの職員の区分に応じて定まるものとする。各号の職員の区分については、別表2に定める。

第1号区分	62,500円
第2号区分	54,150円
第3号区分	50,000円
第4号区分	45,850円
第5号区分	41,700円
第6号区分	33,350円
第7号区分	25,000円
第8号区分	20,850円
第9号区分	16,700円
第10号区分	0

2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整月額は、第1項の規定にかかわらず、以下に定める額とする。

勤続期間が24年以下の者で職員の区分が第9号に掲げる職員の区分にあつては0とする。

勤続期間が4年以下の者は、前号までの規定により計算した額の1/2とする。

自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者は、前号までの規定により計算した額の1/2とする。

3 調整額についても在職期間から、休職・停職については、月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その月数の1/2（端数切り上げ）、但し育児休業の場合には当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の1/3、を除算する。また組合専従の期間は月の初日から末日まで勤務しない月が1ヶ月以上あった場合、その全部の期間について除算する。

（整理退職等の退職手当に係る特例）

第16条 整理退職等の場合（第9条第1項）の退職手当の額が下記の額に満たないときは、下記の額を退職手当の額とする。

勤続期間1年未満の者	退職日基本給月額の2.7倍
勤続期間1年以上2年未満の者	退職日基本給月額の3.6倍
勤続期間2年以上3年未満の者	退職日基本給月額の4.5倍
勤続期間3年以上の者	退職日基本給月額の5.4倍

ここで「基本給月額」とは、公立大学法人宮城大学賃金規程に定める給料及び家族手当並びに地域手当の月額の合計額とする。

（退職手当の支給制限）

第17条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

就業規則第55条の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

学校教育法第9条第1項の規定によりその職を失った者（同法第9条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 一般の退職手当のうち、第15条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一般ならびに減額特例により計算した退職手当の基本額が0である者、及び自己都合により退職した者でその勤続期間が9年以下のもの

その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で別に定めるもの

- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が法人側の解雇予告なしに行なわれ場合の労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条に定める30日間の平均給料等は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給料の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第19条 職員が刑事事件に関し起訴されその判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

(退職手当の支給の一時差止め)

第20条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の返納)

第21条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち一部を返納させることができる。その金額等については別に定める。

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

第22条 職員が宮城県職員等の地方公務員又は他の公立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての

勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(役員との在職期間の通算の特例)

第23条 職員が退職(定年退職を除く。)し、引き続いて法人の役員(非常勤を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。ただし、当該役員の任期中に就業規則第45条第1項に規定する定年の年度の末日に達した場合又は当該定年の年度の末日に達する以前に死亡若しくは役員を退任した場合は、その役員としての引き続いた在職期間の間、職員として勤務していたものとみなして(昇格・昇給を含む。)退職手当を支給する。

2 前項の役員が役員を退任し、引き続いて職員に復帰した場合において、その役員としての引き続いた在職期間は、第5条に規定する職員としての勤続期間に算入する。

(実施規定)

第24条 この規程の定めのほか実施に関し必要な事項は、理事会が「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)に準拠して別に定め、あるいはこれに準拠して実施する。

附 則

(在職期間の特例)

1 法人設立に際しての承継職員の在職期間は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条及び「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)第7条6項の3の規定により、宮城県職員(宮城大学職員)としての在職期間を第5条に規定する職員としての勤続期間に算入する。なお、その際、「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)の定めにより、県職員として引き継いでいた在職期間も、これに算入する。ただし、宮城県を退職したことにより同退職手当条例に基づく退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年宮城県条例第70号)附則の平成19年4月1日改正により、同日より平成22年3月31日までとられている「経過措置」については、これを継承する。

別表 1 退職手当支給区分・支給率早見表

(平成19年4月1日以降)

勤続期間	第6～7条			第8～9条			第9条	
	自己都合	十一年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等	公務外疾病 通勤災害疾病を除く	二十五年未満勤務公署の移転等	十一年以上二十五年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等	公務上死亡・疾病・整理	二十五年以上勤務公署の移転等	二十五年以上勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害疾病等
1	0.600	1.000	1.000	1.250		1.500		
2	1.200	2.000	2.000	2.500		3.000		
3	1.800	3.000	3.000	3.750		4.500		
4	2.400	4.000	4.000	5.000		6.000		
5	3.000	5.000	5.000	6.250		7.500		
6	3.600	6.000	6.000	7.500		9.000		
7	4.200	7.000	7.000	8.750		10.500		
8	4.800	8.000	8.000	10.000		12.000		
9	5.400	9.000	9.000	11.250		13.500		
10	6.000	10.000	10.000	12.500		15.000		15.000
11	8.880		11.100	13.875	13.875	16.650		16.650
12	9.760		12.200	15.250	15.250	18.300		18.300
13	10.640		13.300	16.625	16.625	19.950		19.950
14	11.520		14.400	18.000	18.000	21.600		21.600
15	12.400		15.500	19.375	19.375	23.250		23.250
16	15.390		17.100	21.375	21.375	24.900		24.900
17	16.830		18.700	23.375	23.375	26.550		26.550
18	18.270		20.300	25.375	25.375	28.200		28.200
19	19.710		21.900	27.375	27.375	29.850		29.850
20	23.500		24.440	30.550	30.550	32.760		32.760
21	25.500		26.520	32.630	32.630	34.476		34.476
22	27.500		28.600	34.710	34.710	36.192		36.192
23	29.500		30.680	36.790	36.790	37.908		37.908
24	31.500		32.760	38.870	38.870	39.624		39.624
25	33.500		34.840			41.340	41.340	41.340
26	35.100		36.504			43.212	43.212	43.212
27	36.700		38.168			45.084	45.084	45.084
28	38.300		39.832			46.956	46.956	46.956
29	39.900		41.496			48.828	48.828	48.828
30	41.500		43.160			50.700	50.700	50.700
31	42.700		44.408			52.572	52.572	52.572
32	43.900		45.656			54.444	54.444	54.444
33	45.100		46.904			56.316	56.316	56.316
34	46.300		48.152			58.188	58.188	58.188
35	47.500		49.400			59.280	59.280	59.280
36	48.700		49.400			59.280	59.280	59.280
37	49.900		49.900			59.280	59.280	59.280

(注) 「

」内は昭和六十年三月三十一日在職者で

勤続年数十年以上かつ年齢五十歳以上の勸奨退職者

38	51.500		51.100			59.280	59.280	59.280
39	52.300		52.300			59.280	59.280	59.280
40	53.500		53.500			59.280	59.280	59.280

(注) 勤続期間の計算において1年未満の端数は切り捨てる。

別表2 退職手当の調整額に関する区分表

イ 19年3月31までの適用区分

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	62.500	54.100	50.000	45.850	41.700	33.350	25.000	20.850	16.700	0
行政職			11級 期20%	10級 期20%	9級 期15%	8級 期15%	7級 期10%	6級 期10%	5級・4級 期5%	3級・2級 1級
教育職 (一)			4級 管25%	4級 期20%	4級		3級	2級	1級 期5%	1級
教育職 (二)				4級 期20%	4級 管16% 管14% 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職 (三)				4級 期20%	4級 管16% 管14% 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管25% 期20%	5級 期20%	4級 管18% 期15%	4級 期15% 3級のう ち注4の 職	3級のう ち注5の職	3級 期10%	2級 期5%	2級 1級
医療職 (二) (三)					7級 期15%	6級 期15%	5級のう ち注6の 職	5級 期10%	4級 期5% 3級 期5%	3級・2 級・1級
技能職								5級 期10%	4級期 5% 3級期 5% 2級期 5%	4級・3 級・2級・ 1級

ロ 19年4月1日からの適用区分

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	62.500	54.100	50.000	45.850	41.700	33.350	25.000	20.850	16.700	0
行政職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職 (一)			4級 管1種	4級 期20%	4級		3級	2級	1級 期5%	1級
教育職 (二)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級・1級 期5%	2級・1級
教育職 (三)				4級 期20%	4級 管6種 期15%	4級 期15%	3級 期10%	2級 期10%	2級 期5%	2級・1級
研究職			5級 管1種 期20%	5級 期20%	4級 管4種 期15%	4級 期15% 3級のう ち注4の 職	3級のう ち注5の職	3級 期10%	2級 期5%	2級 1級

医療職 (二) (三)					7級 期 15%	6級 期 15%	5級のう ち注7の 職	5級 期 10%	4級 期 5% 3級 期 5%	3級・2 級・1級
技能職								4級 期 10%	3級 期 5% 2級 期 5%	3級・2 級・1級

注1 期：期末手当等の役職段階別加算割合

注2 管 %：管理職手当の支給割合

注3 管 種：管理職手当の支給額により区分

注4 技術副参事，総括研究員

注5 技術補佐，技術次長又は上席主任研究員

注6 技術補佐，技術次長又は上席技術主

注7 技術補佐，技術次長

付録

「職員の退職手当に関する条例」と「退職手当規程（案）との条文対応表

条例	規程案
第1条（目的）	第1条（目的）
第2条（退職手当の支給）	第2条（退職手当の支払）
第2条の2（退職手当の支払）	第3条（退職手当の支払方法）
第2条の3（一般の退職手当）	第4条（退職手当の額）
第3条（自己都合等退職）	第5条（勤続期間）
第4条（11年～25年定年退職）	第6条（退職手当の基本額）
第5条（25年以上定年退職，整理退職等）	第7条（自己都合退職）
第5条の2（減額特例）	第8条（11年～25年定年退職）
第5条の3（勸奨退職）	第9条（25年以上定年退職，整理退職等）
第5条の4（公務認定）	第10条（減額特例）
第5条の5（勸奨要件）	第11条（勸奨退職）
第6条（基本額上限）	第12条（公務認定）
第6条の2（基本額上限：減額特例）*	第13条（勸奨要件）
第6条の3（基本額上限：勸奨退職特例）*	第14条（基本額上限）
第6条の4（調整額）	第15条（調整額）
第6条の5（一般退職手当特例）	第16条（一般退職手当特例）
第7条（勤続期間）	第17条（退職手当の支給制限）
第7条の2（勤続期間計算の特例）	第18条（予告を受けない退職者の退職手当）
第7条の3（引き続いた期間の通算）	第19条（起訴中退職者）
第7条の4（一般独立行政法人復帰職員）*	第20条（支給一時差止め）
第8条（退職手当の支給制限）	第21条（退職手当返納）
第9条（予告を受けない退職者の退職手当）	第22条（在職期間継承の不払い）
第10条（休職者の退職手当）	第23条（役員との在職期間の特例）
第11条（遺族の範囲及び順位）*	第24条（実施規定）
第11条の2（遺族からの排除）*	
第12条（起訴中退職者）	附則
第12条の2（支給一時差止め）	「条例」中，（*）は，「別に定める」とし，理事 会が必要があれば「条例」準拠で処理する。
第12条の3（退職手当返納）	
第13条（在職期間継承の不払い）	
第14条（企業職員の退職）*	
第15条（技能職員の退職手当）	
第16条（実施規定）	
附則	